

# 保健だより 12月



令和5年12月20日(水)  
群馬県立高崎北高校  
保健室 9号

真夏のような暑さで始まった2学期でしたが、スポーツ祭等の校内行事や、インターンシップ、修学旅行等々の校外へ行く行事も多く、実り多い2学期だったように思います。一方でインフルエンザの流行が9月から始まり今も尚、猛威を振るっています。冬休み中も感染症予防と規則正しい生活で免疫力を高めましょう。3学期始業式に全員が元気に登校できますように願っています。

## 歯科受診勧告書(再)を配付しました

1学期に実施した歯科検診で「歯と口の健診結果のお知らせ」を配付しましたが、未受診者には改めて「歯と口の健診結果のお知らせ」を配付しました。長い人生を自分の歯で過ごすためには、10代からの口腔管理はとても大切です。また自覚症状がでてからの治療は時間がかかります。忙しい毎日だとは思いますが、今回受診勧告書を受け取った人はぜひ歯科の予約をとり、受診しましょう。受診が済んだら治療報告書を学校に提出してください。また、すでに受診済みの人は治療報告書を持って保健室に報告に来て下さい。

甘い誘惑に乗らない、誘われても断る、

迷ったら相談する、よさそうな話ほど疑おう



## インフルエンザまたは新型コロナウイルスに罹患した際の提出書類について

\*インフルエンザまたは新型コロナウイルスに罹患した際は、出席停止報告書を高北ホームページからダウンロードして**保護者が記入し、登校再開日に必ず提出して下さい。医療機関で記入していただくことがないようお願いします。**

### …… 保護者の方へ ～災害共済給付制度について～ ……

災害共済給付制度とは、お子さんが「学校の管理下」でけがなどを負った際、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。

#### 給付対象となる「学校の管理下」の範囲

- ①各教科授業や遠足、修学旅行、掃除など学校行事中
- ②部活動、林間学校、臨海学校など学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③業間休み、昼休み、始業前、放課後など学校の定めた特定時間中
- ④登校中、下校中
- ⑤その他（学校外での授業、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路など）

負傷（ねんざ・骨折など）や疾病（熱中症など）では、原則的に初診から治癒までの医療費総額が5000円以上（本人負担分1500円以上）の場合に給付対象となります。なお、申請の際には受診した医療機関による証明が必要です。

また、お子さんのけが・病気については、欠席・遅刻や医療機関への受診状況等も含め、なるべく早めに学校までお知らせくださいますようお願いいたします。



### ← 追記

10月から全県下、高校3年生まで医療費が無償化となり、学校管理下でのケガも福祉医療証をご使用いただけるようになりました。

医療費の自己負担はなくなりましたが、災害給付制度を申請していただくメリットが2点あるため申請を推奨します。

- ・全医療費の1割分が見舞金として支払われます。
- ・卒業後も治療継続となった場合、最初の申請から最長10年間医療費が支払われます。

ご不明な点については、保健室までご連絡ください。

## スクールカウンセラー 大野先生の来校日

1月 12、19、26日 2月9、16日

いずれも金曜日です。

事前予約制ですが当日も空きがあれば可能です。

保護者の相談も承ります。

お気軽にご連絡ください。 担当 上村・反町

